

狛江市多摩川関連問題第三次報告書

【早期の対応を求められる4つの案件の対応結果について】

狛江市多摩川関連問題庁内検討委員会

平成24年4月



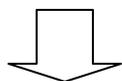
## 1. これまでの経過

【平成 21 年度】

### ●平成 22 年 1 月 市民討議会より市民提案書・実施報告書の提出

「どうする多摩川河川敷？問題解決と有効活用に向けたまちづくりディスカッション～こまえ市民討議会」より、以下の 3 点の提案を含めた市民提案書・実施報告書が提出される。

- ・現在の問題を取り除くため、当面はバーベキューを全面禁止する。
- ・現在のかたちのバーベキューが実施できないように施設を設ける。
- ・現在のかたちのバーベキューが実施できないように市民による監視体制をつくる。



【平成 22 年度】

### ●平成 22 年 9 月 第 1 回バーベキュー実態調査の実施

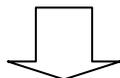
市民討議会からの提言を受け、平成 22 年 9 月に、市職員による多摩川河川敷のバーベキュー実態調査を実施する。

実施場所	多摩川河川敷
実施期間	平成 22 年 9 月 1 日～30 日の土・日・祝日（10 日間）
調査部課	建設環境部環境管理課
調査方法	調査日の 12：00、17：00、21：00 に市職員がバーベキュー実施状況を確認し、利用者人数・駐車車両数等をカウントする。
調査区域	バーベキューが特に活発に行われている区域及び路上駐車が多く確認される区域

### ●平成 22 年 12 月 狛江市多摩川関連問題庁内検討委員会の設置

### ●平成 23 年 3 月 狛江市多摩川関連問題庁内検討委員会より第一次報告書提出

- (1) 多摩川バーベキュー問題初期対応について
- (2) 多摩川緑地公園グラウンドの駐車問題について
- (3) 総論



【平成 23 年度】

### ●平成 23 年 5 月 第 2 回バーベキュー実態調査の実施

初期対応後の効果の検証を行うため、平成 23 年 4 月から 5 月のゴールデンウィークに、

委託業者による多摩川河川敷のバーベキュー実態調査を実施する。

実施場所	多摩川河川敷
実施期間	平成 23 年 4 月 29 日～5 月 8 日（10 日間）
調査部課	建設環境部環境管理課
調査方法	調査日の 12：00、17：00、21：00 に委託業者がバーベキュー実施状況を確認し、利用者人数・駐車車両数等をカウントする。
調査区域	バーベキューが特に活発に行われている区域及び路上駐車がよく確認される区域

●平成 23 年 9 月 狛江市多摩川関連問題庁内検討委員会より第二次報告書提出

- (1) これまでの経過
- (2) 委員会の検討結果による新たな改善策
- (3) 今後の方針

最終的な方向性として、以下の 3 点を挙げた。

- ・多摩川河川敷におけるバーベキュー禁止条例の制定
- ・包括占用による、小田急線高架下への駐車場の設置
- ・包括占用による、貸しボート業の観光事業化

●平成 23 年 10 月

「狛江市多摩川河川敷の環境を保全する条例」市民説明会の開催

- ・日時：平成 23 年 10 月 2 日 午前 10 時～午前 11 時 30 分
- ・参加人数：20 名

「狛江市多摩川河川敷の環境を保全する条例」パブリックコメント実施

- ・パブリックコメント期間：平成 23 年 10 月 15 日～平成 23 年 10 月 28 日
- ・パブリックコメント件数：23 件（70 意見）

●平成 23 年 12 月 「狛江市多摩川河川敷の環境を保全する条例」可決

平成 23 年第 4 回定例会にて、「狛江市多摩川河川敷の環境を保全する条例」が可決され、平成 23 年 12 月 26 日付け条例第 18 号として公布される。

●平成 24 年 2 月

多摩川河川敷環境保全区域の告示

●平成 24 年 3 月

国土交通省京浜河川事務所から、平成 24 年 4 月より包括占用を開始する旨の了承を得る。

## 2. 早期対応を求められる4つの案件についての対応結果

### ①多摩川河川敷のバーベキューに関する苦情

<第二次報告書であげた対応方法>

平成23年度内の制定を目指し、条例の策定を行っていく。

<対応結果>

平成23年第4回定例会にて、「狛江市多摩川河川敷の環境を保全する条例」が可決され、平成23年12月26日付け条例第18号として公布される。

### ②包括占有に関する手続き

<第二次報告書であげた対応方法>

平成23年度内の占有を目指し、国土交通省京浜河川事務所と協議の上、手続きを行う。

<対応結果>

国土交通省京浜河川事務所及び小田急電鉄株式会社と協議の上、国土交通省京浜河川事務所から、平成24年4月より包括占有を開始する旨の了承を得ている。

### ③多摩川緑地公園グラウンドの駐車に関する対応

<第二次報告書であげた対応方法>

平成23年度内を目指し、小田急線高架下に駐車場を設置する。

<対応結果>

民間事業者が、和泉多摩川駅から河川敷外の小田急線高架下に有料駐車場を設置することが決定した。

### ④貸しボート屋に関する対応

<第二次報告書であげた対応方法>

狛江市観光協会にて河川敷の使用契約を締結し、観光事業として貸しボート業を活用する。

<対応結果>

狛江市観光協会からの要望を受け、市として貸しボート業を観光資源として位置づける旨、回答した。

### 3. 第一次報告書であげたその他の案件についての対応結果

河川敷の火災・治安対策	狛江市多摩川河川敷の環境を保全する条例にて、多摩川河川敷環境保全区域でのバーベキュー等及び花火を禁止することで、河川敷での火災等の状況改善を図る。
河川敷における撮影申請の一本化	今まで河川敷での撮影の際は、国土交通省京浜河川事務所と市の両者に申請を行っていたが、平成 24 年 4 月から包括占用を開始する場所については、市への申請だけに一本化される。
河川敷のホームレス対応	今後も国土交通省京浜河川事務所と協力しながら対応する。
ごみの不法投棄	狛江市多摩川河川敷の環境を保全する条例にて、多摩川河川敷環境保全区域でのバーベキュー等及び花火を禁止することで、多摩川河川敷での不法投棄の状況改善を図った。
多摩川河川敷のバーベキューに関する苦情	狛江市多摩川河川敷の環境を保全する条例にて、多摩川河川敷環境保全区域でのバーベキュー等及び花火を禁止する。
水神下市有地の利活用	関係各課及び団体と、状況に変化が生じた場合対応を行う。
天端の舗装に関する対応	関係各課及び団体と、状況に変化が生じた場合対応を行う。
市道 543 号線の駐車対策	平成 23 年 4 月 29 日より自転車及び歩行者専用道として供用を開始した。⇒解決済みとする。
市道 533 号線の供用	平成 23 年 4 月 28 日に市道 533 号線の起点及び終点にボラード、道路脇に単管パイプを設置し、違法駐車規制を行った。⇒解決済みとする。
市道 145 号線の通行止め	都道 114 号線の対応の中で整理する。
和泉多摩川地区センターのトイレの不適切な使用	<p>狛江市多摩川河川敷の環境を保全する条例にて、多摩川河川敷環境保全区域でのバーベキュー等及び花火を禁止することで、和泉多摩川地区センターのトイレの不適切な使用者の削減を図る。</p> <p>ただし、和泉多摩川地区センターのトイレは規模が小さく、また、障がい者用トイレ設置の要望もあるため、公共施設再編方針において大規模改修が予定されている同センターは、適地への移転も含め、地区センターの機能、トイレの機能が確保されるよう、検討する必要がある。</p>
多摩川緑地公園グランドの駐車に関する対応	民間事業者が、和泉多摩川駅から河川敷間の小田急線高架下に有料駐車場を設置する。
和泉多摩川緑地都立公園化話し合い会の対応	総合基本計画に位置づけられた内容を基に、引き続き話し合い会の対応を行う。

## 4. 今後の対応について

＜第二次報告書で示した最終的な方向性への対応＞

### 多摩川河川敷におけるバーベキュー禁止条例の制定

- ①平成 23 年 12 月 26 日付け条例第 18 号として「狛江市多摩川河川敷の環境を保全する条例」を公布した。平成 24 年 4 月 1 日から施行した。
- ②平成 24 年 4 月 1 日より、勧告等を行う指導員を多摩川河川敷環境保全区域内に配置した。
- ③平成 24 年度内のバーベキューが特に活発となる時期にバーベキュー実態調査を行うと共に、勧告等を行う指導員が提出する日報等にて、バーベキュー利用状況やバーベキュー利用場所の推移の把握に努める。
- ④平成 25 年 4 月 1 日より、多摩川河川敷環境保全区域内でバーベキュー等及び花火を行うおうとし、勧告を受けても行為を行った者への過料の徴収を開始する。

### 包括占有による、小田急線高架下への駐車場の設置

- ①民間事業者が、和泉多摩川駅から河川敷外の小田急線高架下に、近隣住民及び河川敷利用者のための有料駐車場を設置することが決定されたため、河川敷内へ駐車場を設置する必要性がなくなった。
- ②特にバーベキューが活発に行われていた河川敷内の小田急線高架下については、「狛江市多摩川河川敷の環境を保全する条例」の平成 24 年 4 月 1 日からの施行により、バーベキュー等及び花火を禁止するため、物理的な規制を行う必要がなくなった。  
⇒以上 2 点により、河川敷内の小田急線高架下へ駐車場を設置する必要性がなくなった。

### 包括占有による、貸しボート業の観光事業化

- ①国土交通省京浜河川事務所から、平成 24 年 4 月より包括占有を開始する旨の了承を得ている。
- ②国土交通省京浜河川事務所と協議の上、包括占有後、市と狛江市観光協会が使用契約を締結し、貸ボート業を観光事業として実施する。